

〔様式第3号〕

第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市社会福祉施設等災害復旧事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました標題の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付の条件
  - (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
  - (5) 事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。
  - (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付させることがある。
  - (7) 市長は、申請者が補助事業を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業が一部完了し補助金が交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部

分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする

- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び大阪市社会福祉施設等災害復旧事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (10) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、本市契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

### 3 その他

- (1) 規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。